

## 半田市地震災害警戒本部運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、半田市地震災害警戒本部条例（平成14年半田市条例第26号）第4条の規定に基づき、半田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速な実施を図ることを目的とする。

### (組織及び分掌事務)

第2条 警戒本部に別表1に掲げる本部室、部及び地域拠点支部（以下「支部」という。）を置く。

2 本部室に別表2-1に掲げる班（以下「本部室付各班」という。）を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

3 各部に別表3に掲げる班を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

4 各支部に支部長、支部員を置き、別表4の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

### (副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順により、その職務を代理する。

### (本部員)

第4条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表5に掲げる職にある者とする。

2 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、それぞれの所属する機関と警戒本部との総合調整に当たるものとする。この場合において、警戒本部に自ら出向できない場合は、代理者を派遣することができる。

### (本部室)

第5条 本部室は、市庁舎4階災害対策室に設置する。

2 本部室に「半田市地震災害警戒本部」の表示をする。

3 本部室は、本部長、副本部長、本部員及び本部室付各班長をもって構成する。

4 本部室の構成員は、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表されたときは、本部室に参集する。

5 本部長は、必要に応じ本部室に市職員以外の者の参集を求めることができる。

6 本部長は、本部室を主掌し、重要な地震防災応急対策について協議する。

7 総合調整監は、地震防災応急対策の協議について、総合調整にあたる。

### (本部室付各班等)

第6条 本部室付各班は、本部長及び本部室の事務を処理し、各部の対策の連絡調整を行う。

2 本部員付連絡員は、本部員会議が開催されたときは、市職員の本部員と部との間の連絡調整を行う。

3 本部室付各班及び本部員付連絡員は、別表2-2に掲げる職員をもって構成し、関係部局長があらかじめ定めておくものとする。ただし、本部長は、状況により同表の定めにかかわらず職員の構成を変更することができる。

4 前項に定める職員は、注意情報が発表されたときは、直ちに本部室に参集する。

### (部長、次長、副部長及び班長等)

第7条 部に部長、次長及び副部長を置き、本部室付各班及び各部各班に班長を置く。

2 部長は、別表3に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。

- 3 次長及び副部長は、別表3に掲げる職にある者をもって充て、部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 4 本部室付各班及び各部各班の班長は、別表2-1及び別表3に掲げる職にある者をもって充て、所属職員を指揮監督する。
- 5 各部各班の職員は、前項に定める班長が所管する課の職員をもって充てる。
- 6 支部長は、別に市長が指名する者をもって充て、支部の事務を掌理するとともに、所属支部員を指揮監督する。
- 7 支部員は、別に市長が指名する者をもって充てる。

(配備本部)

第8条 本部職員のうち、地震防災応急対策を実施するための要員としてあらかじめ定められた職員は、注意情報が発表されたときは、直ちに各課室に参集するものとする。

- 2 警戒宣言が発令されたときは、本部職員及び支部職員は直ちにあらかじめ定められた勤務所に参集するものとする。
- 3 市職員以外の本部員が参集し、又は代理者が警戒本部に派遣されたときは、本部室において防災業務に就くものとする。
- 4 勤務時間外、勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。
- 5 警戒宣言が発せられた後、副本部長、部長、次長、副部長、支部長及び班長が配備に就くまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の下位の役職者が指揮するものとする。

(緊急防災対策支援の業務に従事する職員の派遣)

第9条 本部長は、判定会が招集されたときは、緊急防災対策支援の業務に従事する職員を必要に応じ支部等に派遣することができる。

(本部員会議等)

第10条 本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について本部員会議に報告しなければならない。
- 4 本部長は、市の地震防災応急対策について協議するため、各部部長による部長会議を招集する。
- 5 総合調整監は、地震防災応急対策について各部との連絡調整を図るため、必要に応じて各部副部長による副部長会議を招集する。

(警戒本部の廃止)

第11条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第19条第2項の規定により、警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。

- 2 本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次の者に通知する。
  - (1) 県の地震災害警戒本部長
  - (2) 本部員及び防災関係機関の長
  - (3) 地域拠点支部長
  - (4) 報道関係機関
  - (5) その他必要と認める機関

(災害対策本部への引継ぎ)

第12条 警戒本部は、地震が発生し、半田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき、廃止するものとする。

- 2 前項の場合において、警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況その他災害応急対策の参考となる事項を、災害対策本部に引き継ぐものとする。

3 第1項の規定により警戒本部が廃止された場合は、前条第2項に規定する通知は行わないものとする。

(勤務時間外等における職員の措置)

第13条 本部職員は、警戒本部の設置の準備に従事し、さらに警戒宣言が発せられたときは、引き続き所定の場所において防災業務を行うものとする。

(本部員及び本部職員等の心構え)

第14条 本部員、本部職員及び支部職員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

2 本部職員及び支部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、又は住民の誤解を招き、警戒本部又は支部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

3 本部職員及び支部職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、半田市地域防災計画「地震・津波対策計画編」の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成14年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお徒前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定(削除する規定を含む。)は適用せず、改定前は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から施行し、平成23年6月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成24年11月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行し、平成26年1月29日から適用する。

附 則

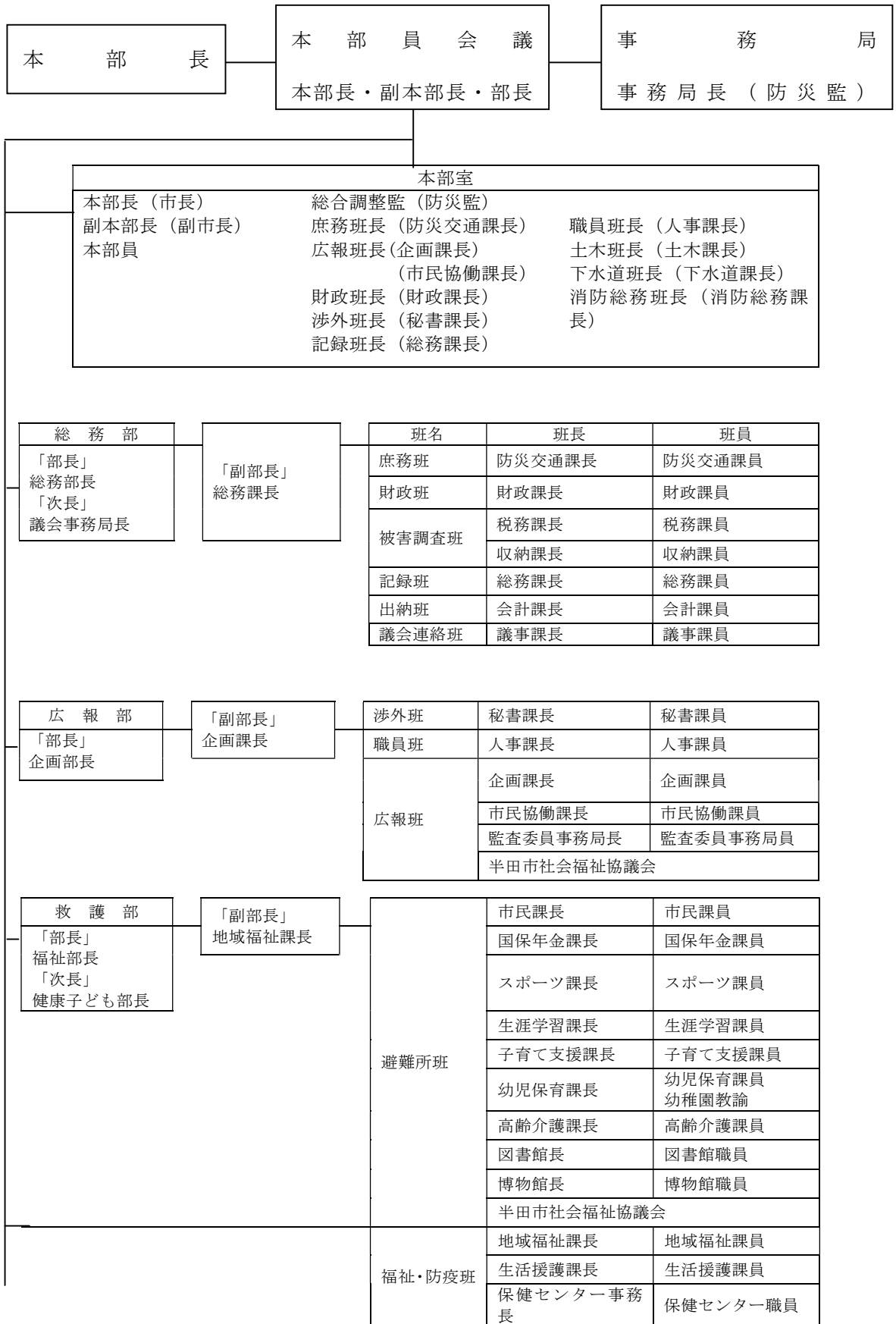
この要綱は、平成27年1月5日から施行し、平成26年11月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

半田市地震災害警戒本部編成図



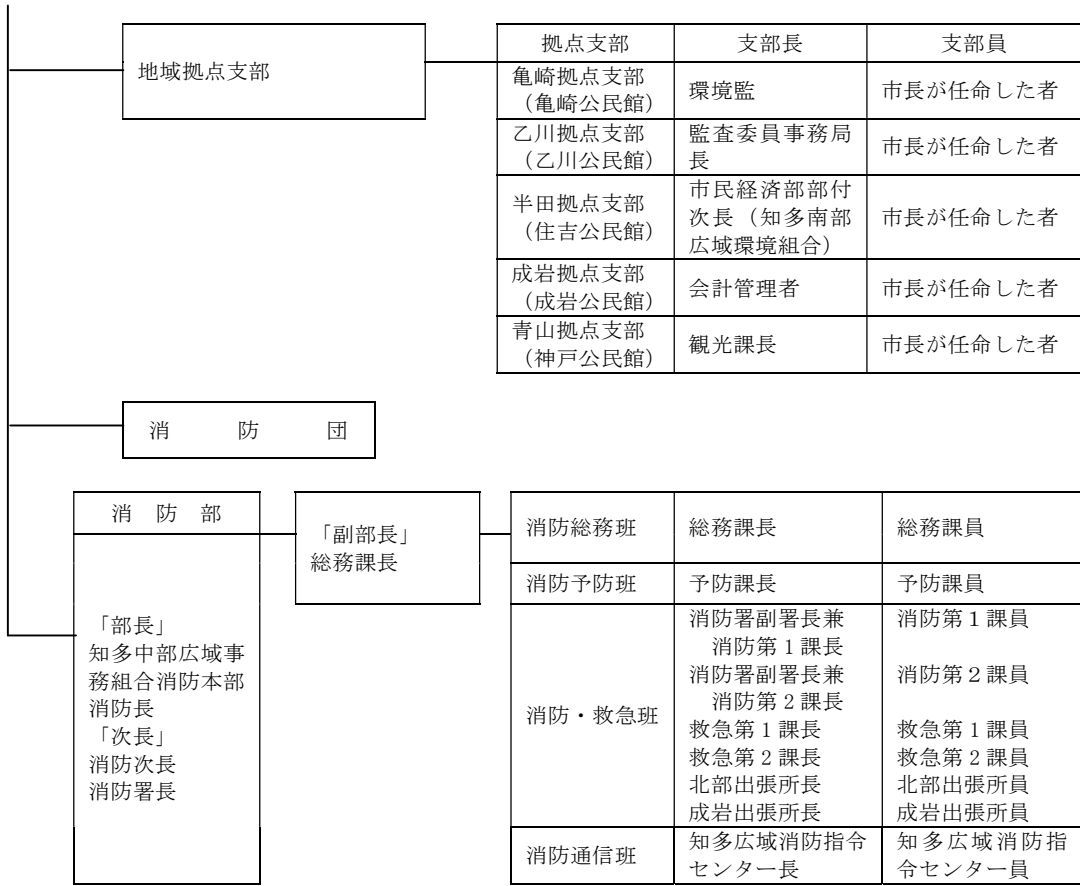
環境対策部	「副部長」 クリーンセンター所長	環境清掃班	環境課長	環境課員
「部長」 市民経済部長			クリーンセンター所長	クリーンセンター職員
		商工・農務班	経済課長	経済課員
			観光課長	観光課員

復旧部	「副部長」 土木課長	土木班	土木課長	土木課員
「部長」 建設部長			市街地整備課長	市街地整備課員
			都市計画課長	都市計画課員
		下水道班	下水道課長	下水道課員
		建築班	建築課長	建築課員

水道対策部	「副部長」 上水道課長	上水道班	上水道課長	上水道課員
「部長」 水道部長				

医務部	「副部長」 管理課長	医療班	医務局長	医務局員
「部長」 副院長 「次長」 事務局長			看護局長	看護局員
		病院総務班	管理課長	管理課員
			医事課長	医事課員

教育部	「副部長」 学校教育課長	教育総務・給食班	学校教育課長	学校教育課員
「部長」 教育部長		学校班	各小・中学校長	各小・中学校職員



別表 2-1 (第 2 条、第 7 条関係)

## 半田市地震災害警戒本部本部室付各班事務分掌

班名等	班長等	事務分掌
総合調整監	防災監	1. 本部室の事務を掌握すること。
庶務班	防災交通課長	1. 警戒本部の運営に関すること。 2. 市の地震防災応急対策の実施の総括に関すること。 3. 本部室及び各部の対策の調整に関すること。
広報班	企画課長 市民協働課長	1. 防災関係機関、企業若しくは市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。 2. 地震関連情報、その他の情報の広報伝達に関すること。
記録班	総務課長	1. 本部室の記録に関すること。
財政班	財政課長	1. 公用車の配車計画に関すること。 2. 地震防災応急対策の予算措置に関すること。
職員班	人事課長	1. 配備体制の人員把握に関すること。
渉外班	秘書課長	1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
土木班	土木課長	1. 道路、河川、ため池等の応急復旧準備情報収集に関すること。
下水道班	下水道課長	1. 排水、下水道施設の応急復旧準備情報収集に関すること。
消防総務班	消防総務課長	1. 罹災地警備の準備情報収集に関すること。

別表 2-2 (第 6 条関係)

本部室付各班及び本部員付連絡員の職員構成表

班名等	班長相当職等	構成員等
庶務班	防災交通課長	防災交通課職員全員
広報班	企画課長 市民協働課長	企画課及び市民協働課に 各 2 人 (班長を含む)
記録班	総務課長	2 人 (班長を含む)
財政班	財政課長	〃
職員班	人事課長	〃
渉外班	秘書課長	〃
土木班	土木課長	〃
下水道班	下水道課長	〃
消防総務班	消防総務課長	〃
本部員付連絡員	各本部員	各本部員に各々 1 人

※各班の構成員は、原則として本表によることとするが、班長の判断によりこれを増減することができる。

※本部員付連絡員は、原則として所属本部員の指示により行動するものとする。



別表3（第2条、第7条関係）

## 半田市地震災害警戒本部（部及び班）の編成及び事務分掌

部名	部長等	班名	班長	事務分掌
総務部	「部長」 総務部長 「次長」 議会事務局長 「副部長」 総務課長	庶務班	防災交通課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>警戒本部の運営に関する事。</li> <li>気象情報等の伝達に関する事。</li> <li>自衛隊・県職員等との連絡調整に関する事。</li> <li>配備体制に関する事。</li> <li>防災関係機関との連絡に関する事。</li> <li>自主防災会との連絡に関する事。</li> <li>防災無線の運用に関する事。</li> <li>各部との連絡調整に関する事。</li> <li>交通規制に関する事。</li> </ol>
		財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>地震防災応急対策の予算措置に関する事。</li> <li>公用車の配車計画に関する事。</li> <li>市有財産の被害調査準備に関する事。</li> <li>記録班への協力。</li> </ol>
		被害調査班	税務課長 収納課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>被害調査活動の計画立案に関する事。</li> <li>市税の減免、罹災台帳、罹災証明の準備に関する事。</li> <li>記録班への協力。</li> </ol>
		記録班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>警戒本部等の記録に関する事。</li> <li>輸送計画に関する事。</li> </ol>
		出納班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>義援金品及び見舞金品の受入準備に関する事。</li> <li>記録班への協力。</li> </ol>
		議会連絡班	議事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>議会との連絡調整に関する事。</li> <li>記録班への協力。</li> </ol>
広報部	「部長」 企画部長 「副部長」 企画課長	渉外班	秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部長及び副本部長の秘書に関する事。</li> <li>広報班への協力。</li> </ol>
		職員班	人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>配備体制の人員把握及び時間外勤務手当に関する事。</li> <li>他市町村等に対する応援派遣に関する事。</li> <li>職員の健康管理に関する事。</li> <li>広報班への協力。</li> </ol>
		広報班	企画課長 市民協働課長 監査委員事務局 長 半田市社会福祉 協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>報道機関への対応に関する事。</li> <li>地震情報等の市民に対する広報に関する事。</li> <li>災害ボランティア支援本部に関する事。</li> <li>災害警戒記録（写真、録画等）に関する事。</li> <li>防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関する事。</li> <li>住民情報等システムの安全確保に関する事。</li> <li>電子計算機器の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> </ol>

救護部	「部長」 福祉部長 「次長」 健康子ども 部長 「副部長」 地域福祉課長	避難所班	市民課長 国保年金課長 スポーツ課長 生涯学習課長 子育て支援課 長 幼児保育課長 高齢介護課長 図書館長 博物館長 半田市社会福 祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難者名簿の作成準備に関する事。</li> <li>2. 所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>3. 避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>4. 福祉避難所に関する事。</li> <li>5. 二次福祉避難所に関する事。</li> <li>6. 避難地、避難所における応急相談に関する事。</li> <li>7. 保育園児の避難及び保護者への引渡しに関する事。</li> <li>8. 園児の避難の把握に関する事。</li> </ol>
		福祉・防疫班	地域福祉課長 生活援護課長 保健センター事務 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>2. 災害救助法の適用準備に関する事。</li> <li>3. 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>4. 遺体の収容運搬準備に関する事。</li> <li>5. 生業資金の貸付準備に関する事。</li> <li>6. 半田市赤十字奉仕団への協力要請に関する事。</li> <li>7. 避難行動要支援者に関する事。</li> <li>8. 応急の救護を要すると認める障がい者、高齢者の救護準備に関する事。</li> <li>9. 防疫その他衛生対策に関する事。</li> <li>10. 感染症予防準備に関する事。</li> <li>11. 避難所・地域の巡回健康相談等の準備に関する事。</li> <li>12. 保健活動の応援・派遣要請準備に関する事。</li> <li>13. 医療関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>14. 避難所班への協力。</li> </ol>
環境対策部	「部長」 市民経済部 長 「副部長」 クリーンセンター所 長	環境清掃班	環境課長 クリーンセンター所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> <li>2. ごみ、廃棄物の処理計画に関する事。</li> <li>3. し尿処理計画に関する事。</li> <li>4. 油流出の環境保全に関する事。</li> </ol>
		商工・農務班	経済課長 観光課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急給与物資の調達に関する事。(救護用被服、寝具その他の必需品)</li> <li>2. 商工業関係団体との連絡に関する事。</li> <li>3. 市場流通及び生活必需品等の価格安定に関する事。</li> <li>4. 所管施設の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> <li>5. 農林関係施設の緊急措置に関する事。</li> <li>6. 農業関係団体との連絡に関する事。</li> <li>7. 環境清掃班への協力。</li> <li>8. 土木班への協力。</li> </ol>

復旧部	「部長」 建設部長 「副部長」 土木課長	土木班	土木課長 市街地整備課長 都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> <li>2. 災害救助活動に伴う土木工作準備に関する事。</li> <li>3. 道路橋梁、河川護岸等の復旧準備に関する事。</li> <li>4. 建設業者の編成準備及び連絡に関する事。</li> <li>5. 土木機材の配備に関する事。</li> <li>6. 工事中等の施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>7. 排水対策に関する事。</li> <li>8. 急傾斜地倒壊危険地区地域等における情報収集に関する事。</li> <li>9. 水防に関する事。</li> <li>10. 緊急道路の確保に関する事。</li> </ol>
		下水道班	下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>2. 下水道施設の応急復旧に関する事。</li> <li>3. 下水道工事業者との連絡調整に関する事。</li> <li>4. 応急復旧用資機材の調達準備に関する事。</li> </ol>
		建築班	建築課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。</li> <li>2. 建築工作隊の準備に関する事。</li> <li>3. 応急仮設住宅の建設準備に関する事。</li> <li>4. 市有建築物の緊急措置に関する事。</li> <li>5. 被災者の住宅の緊急措置に関する事。</li> <li>6. 応急危険度判定士の派遣に関する事。</li> <li>7. 土木班への協力。</li> </ol>
水道対策部	「部長」 水道部長 「副部長」 上水道課長	上水道班	上水道課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> <li>2. 地震防災応急給水計画作成に関する事。</li> <li>3. 飲料水の確保対策及び給水活動体制の準備に関する事。</li> <li>4. 水道施設の応急復旧作業隊の編成及び出動準備に関する事。</li> <li>5. 市内指定給水装置工事事業者との連絡調整に関する事。</li> <li>6. 復旧用及び応急復旧用資材の確保の準備に関する事。</li> <li>7. 土木班、下水道班への協力。</li> </ol>
医務部	「部長」 副院長 「次長」 事務局長	医療班	医務局長 看護局長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急医療救護に関する事。</li> <li>2. 応急助産に関する事。</li> <li>3. その他医務に関する事。</li> </ol>
		病院総務班	管理課長 医事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の地震防災応急対策の実施に関する事。</li> <li>2. 医薬品及び衛生資材の確保準備に関する事。</li> <li>3. 応急救護所の設置準備に関する事。</li> <li>4. 医療救護班の編成及び派遣準備に関する事。</li> </ol>

				5. 医師会との連絡調整に関すること。
教育部	「部長」 教育部長 「副部長」 学校教育課長	教育総務 ・給食班	学校教育課長	1. 所管施設の地震防災応急対策の実施の関すること。 2. 所管施設の被害調査及び応急復旧の準備の関すること。 3. 学校等に対する連絡及び指示に関すること。 4. 罹災児童・生徒に対する学用品等の調達及び給与の準備に関すること。 5. 避難施設（小・中学校）の準備に関すること。 6. 児童・生徒の避難指導に関すること。 7. 炊き出し、その他による食料品の調達及び給与準備に関すること。 8. 給食施設の活用に関すること。 9. 給食業者等との連絡に関すること。 10. 所管施設の被害調査及び応急復旧の準備に関すること。 11. 避難所班への協力。
		学校班	各小・中学校 長	1. 避難所班への協力。
消防部	「部長」 知多中部広域 事務組合消防 本部消防長 「次長」 消防次長 消防署長	消防総務 班	総務課長	1. 他市町村に対する応援に関すること。 2. 罹災者を救出するための資材確保に関すること。
		消防予防 班	予防課長	1. 被害情報の収集及び報告に関すること。 2. 危険物取扱い事業所の被害調査に関すること。
		消防・救急 班	消防副署長兼 消防第1課長 消防副署長兼 消防第2課長 救急第1課長 救急第2課長 北部出張所長 成岩出張所長	1. 消防に関すること。 2. 救急に関すること。 3. 救助救出に関すること。 4. 行方不明者等の捜索に関すること。 5. 水防活動に関すること。 6. 罹災地の警備に関すること。 7. 消防団の活動に関すること。
		消 防 通 信 班	知多広域消防 指令センター 長	1. 通信指令に関すること。
消防団	「部長」 団長 「次長」 副団長	団本部 各 地 区 分 団	団本部分団長 各地区分団長	1. 防災応急措置に関すること。 2. 住民に対する警報の伝達及び避難の勧告、指示並びに誘導に関すること。 3. 救助救出に関すること。 4. 行方不明者等の捜索に関すること。 5. 消防・水防活動に関すること。 6. 罹災地の警備に関すること。

別表 4 (第 2 条関係)

## 半田市地震災害警戒本部の支部及び事務分掌

支部名	支部長	支部員	事務分掌
亀崎支部	環 境 監	市長が別に指名する。	1. 地域自治区長等と連携した緊急対応に関すること。 2. 警戒本部との連絡調整に関すること。 3. 本部長からの命令指示等の伝達に関すること。 4. 警戒宣言、地震関連情報、その他の情報の伝達に関すること。 5. 当該避難所の開設及び管理運営に関すること。
乙川支部	監査委員事務局長	市長が別に指名する。	
半田支部	市民経済部付次長(知多南部広域環境組合)	市長が別に指名する。	
成岩支部	会 計 管 理 者	市長が別に指名する。	
青山支部	観 光 課 長	市長が別に指名する。	

別表 5 (第 4 条関係)

## 半田市地震災害警戒本部員

区分	職名	半田市地震災害警戒本部条例の根拠条文
本部員	愛知県半田警察署 警備課長	第 2 条第 5 項第 1 号
〃	中部電力(株)半田営業所 総務グループ担当課長	第 2 条第 5 項第 2 号
〃	東邦ガス(株)半田営業所 営業課係長	〃
〃	東海旅客鉄道(株)大府駅長	〃
〃	名古屋鉄道(株)知多半田駅長	〃
〃	知多乗合(株) 取締役運輸部長	〃
〃	半田市教育委員会教育長	第 2 条第 5 項第 3 号
〃	半田病院長	第 2 条第 5 項第 4 号
〃	半田市企画部長	〃
〃	〃 総務部長	〃
〃	〃 市民経済部長	〃
〃	〃 福祉部長	〃
〃	〃 建設部長	〃
〃	〃 水道部長	〃
〃	〃 教育部長	〃
〃	〃 病院事務局長	〃
〃	知多中部広域事務組合消防本部 総務課長	第 2 条第 5 項第 5 号
〃	半田市消防団長	第 2 条第 5 項第 6 号
〃	半田市医師会長	第 2 条第 5 項第 7 号
〃	半田市区長連絡協議会会長	〃
〃	半田市赤十字奉仕団長	〃
〃	半田港水防団長	〃
〃	(株)CAC 代表取締役社長	〃
〃	半田市民生委員児童委員協議会会長	〃
合計	24名	